



健やかランド紫波

健康と福祉の情報コーナー

【担当】 長寿健康課 健康推進室 ☎672-2111 内線1342

肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか？

肝炎ウイルス検査 一生に一度は受けましょう！

○ウイルス性肝炎ってどんな病気？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。ウイルスによって肝臓の細胞が壊れ、進行すると肝硬変・肝がんになることもあります。肝炎の早期発見・早期治療が肝がんを防ぎます。

○肝炎ウイルス検査について

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血して血液を検査することで分かります。40歳以上で、まだ検査を受けていない人は、肝炎ウイルス検査を早く受けましょう。



無料で肝炎ウイルス検査を実施しています

● 県央保健所で検査する場合

■ 検査日・時間

毎月第1・3水曜日 午前9時15分～11時15分
毎月第2火曜日 午後5時～7時

■ 申込方法

県央保健所(盛岡市内丸11-1)へ事前に電話で申し込みください。
☎629-6573

● 町内医療機関で検査する場合

紫波地域診療センター ☎676-3311
加藤胃腸科内科医院 ☎672-3699
川守田医院 ☎676-5553
はたぶく医院 ☎672-2121
渡辺内科医院 ☎672-3667

■ 申込方法

医療機関へ直接電話で申し込みください。

肝炎治療にかかる医療費の助成を行っています

対象者や助成内容は次のとおりです。なお、助成は3月31日(土)までに申請のあった分で終了となります。治療を検討している人はお早めにかかりつけ医に相談してください。

対象

次の①～④を全て満たす人

①町内に1年以上住所を有する人 ②C型肝炎ウイルスに感染している人
③県が交付する肝炎治療受給者証を所持している人 ④町民税非課税世帯の人

対象期間

県が交付する肝炎治療受給者証に記載された有効期間とし、6カ月上限とする

助成内容

1カ月当たり8000円を助成

【申請・問合せ】 長寿健康課 健康推進室 ☎672-2111 内線1342

〈東北一斉 B型肝炎訴訟 無料電話相談会〉

B型肝炎被害対策東北弁護団の弁護士が、B型肝炎訴訟について電話で相談に応じます。 **申込不要**

■ 日時

3月19日(月) 午前10時～午後7時

■ 対象

B型肝炎患者またはそのご家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)

■ 相談電話

022-721-8063(通話料がかかります)

■ 問合せ

B型肝炎訴訟東北弁護団事務局(小野寺友宏法律事務所) ☎0120-76-0152



からだよろこぶ ヘルシーレシピ

さっぱり ポテトサラダ

レシピ提供/
長寿健康課 健康推進室



材料(4人分)

ジャガイモ …… 200g	サラダ油 …… 大さじ1
ニンジン …… 30g	レモン汁 …… 小さじ1
サイインゲン …… 30g	酢 …… 小さじ1
さけるチーズ …… 2本	塩・こしょう …… 少々

- ①ジャガイモは5mm幅の細切り、ニンジンも同じくらいの細切りにして、それぞれゆでてザルにあげ、水気を切っておきます。(ジャガイモは固めにゆでる。)
- ②サイインゲンは、4等分くらいの長さの斜め切りにしてゆでる。(塩は入れなくても良い)
- ③さけるチーズは、サイインゲンと同じくらいの長さに切り、2~3mmの幅に裂いておく。
- ④ボウルに、サラダ油、レモン汁、酢、塩・こしょうをよく混ぜ合わせ、ゆでておいたジャガイモ、ニンジン、サイインゲンと、さけるチーズをさっくりとあえたら、出来上がり。

チーズやハムなど、味のしっかりした食材を使うときは、調味料を少なめにと減塩につながります。

福祉と健康 すこやか情報室

【担当】町民福祉課 福祉推進室 ☎672-2111 内線1220

家計の見直しをお手伝いします ～「家計相談支援事業」のご案内～

県社会福祉協議会は、生活困窮者自立相談支援事業の一環として「いわて県央生活支援相談室」を開設しており、その中で、家計の見直しのお手伝いもしています。借金や税金・公共料金の滞納など、さまざまな問題解決に向けて、関係機関と専門の相談員が連携して取り組んでいます。

◆こんなことでお困りではないですか？

- ・毎月、何にどのくらい支払っているのか見えない。
⇒家計表などを一緒に作成し、生活状況に合わせて改善点などを確認します。
- ・家賃や公共料金などの支払いが遅れがちになっている。
⇒家計の状況や滞納状況を見ながら支払い計画を一緒に作成します。
- ・返済が多く、今後の見通しが立たない。
⇒今後、返済が増えない方法を一緒に考えます。
- ・これからの支出に備えておきたい。
⇒収入などにつながる制度の情報提供や手続きの支援、就労に向けた支援などを行います。

困っていることがある人は「いわて県央生活支援相談室」にご相談ください。窓口に来ることができない場合は、相談員が訪問することもできます。家族など周りの人からの相談も受け付けます。一人で悩まずに、気軽にご相談ください。

【問合せ】いわて県央生活支援相談室

(盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内)

☎637-4473 午前8時30分～午後5時(月～金 ※祝日を除く)

自立支援医療(精神通院医療)をご存じですか？

精神疾患によって、継続して通院治療を受ける場合、医療費の負担が多くなることがあります。自立支援医療(精神通院医療)は、このような方々の医療費の軽減を図るための制度です。

◆対象となる人

精神疾患のため、通院による治療を続ける必要がある人が対象です。全ての精神疾患が対象となり、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症 ・うつ病・躁うつ病などの気分障害 ・不安障害
- ・薬物などの精神作用物質による急性中毒またはその依存症
- ・知的障害 ・発達障害 ・てんかん など

◆医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患や精神障害、または精神障害が原因となって生じた症状に対して、病院や診療所に入院せずに行われる医療(外来、投薬、デイケア、訪問看護)が対象です。※次のような医療は対象となりません。

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険が対象とならない治療、投薬などの費用(例:病院や診療所以外でのカウンセリング)
- ・精神疾患・精神障害と関係のない疾患の医療費

◆医療費の自己負担は1割に

公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを、1割に軽減します。(例:かかった医療費が7000円、医療保険による自己負担が2100円の場合、本制度によって自己負担は700円になります)

◆手続き

- ・申請は町民福祉課窓口で受け付けています。
- ・申請が認められると、「受給者証(自立支援医療受給者証)」が交付されます。
- ・申請に必要な書類や持ち物がそれぞれ異なりますので、あらかじめ町民福祉課に問い合わせください。